項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
第三者販売	(第31条) 卸売業者は、市場における卸売の業務について、 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。 2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合には、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、この限りでない。	(第17条) 条例第31条第1項の規定による報告は、毎月10日 までに前月中に卸売をした物品について、別記第13 号様式による仲卸業者及び売買参加者以外の者への 卸売結果報告書によってしなければならない。	・売買取引の実態を把握するため。 ・せり売又は入札による卸売を円滑に行うため。
商物分離取引	の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、 知事に報告しなければならない。 2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外 の場所に搬入して卸売をする場合、当該生鮮食料品 等の保管場所について、規則で定めるところによ り、知事の指定を受けなければならない。 3 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、そ の指定を必要としなくなつたときは、規則で定める		・売買取引の実態を把握するため。
仲卸業者の直荷引き	(第36条) 仲卸業者は、仲卸の業務を行う市場内において、 当該市場の取扱品目に属する物品について、当該市 場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したとき は、規則で定めるところにより、知事に報告しなけ ればならない。	(第25条) 条例第36条の規定による報告は、毎月10日までに 前月中に販売した物品について、別記第33号様式又 は第34号様式による買入れ物品販売実績報告書に よってしなければならない。	・売買取引の実態を把握するため。

項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
項 目	(第33条)	(第20条) 条例第33条の規定による報告は、次に掲げる事項 について行わなければならない。 - その日の主要な品目の卸売予定数量 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 三 月ごとの卸売をした物品の品名、数量及び卸	・売買取引の実態を把握す
売買取引の結果等の知事への報告		売価格 四年ごとの仲卸業者及び売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額 五売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金等がある場合には、月ごとにその種類、内容及びその額 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。 一前項第一号に掲げる事項にあっては、売買取引の方法ごとに表明の方法ごとに、中値及び安値に区分して行うこと。 三前項第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。 アせり売又は入札の方法による卸売(ウ又はエに掲げるものを除く。)	
		イ 相対の方法による卸売(ウ又はエに掲げるものを除く。) ウ 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をする場合にあっては、当該買受人に対する卸売 エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあっては、当該生鮮食料品等の卸売(市場外保管場所においてするものを除く。)	

項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
売買取引の結果等の知事への報告		(第20条) 3 第1項に掲げる事項の報告の時期及び様式は、次に 第1項に掲げる事項の報告のければない。 第1項第一号に掲げる事項にあっては、知事の指定による事態を表すればならる事項にありの指式による事項にありの表達を表すればならる事項にありの表達を表した。 第1項第三号に掲げる事項にあっては式の表達を表した。 第1項第三号に掲げる事項にあって以は第20号様式による事項にあらればならる事項にあらればならる事項にあらればない。 第1項第三号に掲げる事項においる事情において、第1項第三号に掲げる事項において、の報告において、例年の目期であるにおいて、の報告において、例年の目期であるにおいて、の報告において、例年の目期であるにおいて、の報告において、例年を担けまない。 第1項第四号に掲げる事項にあつてはならない。 第1項第五号に掲げる事項にあっては第25号様式による事項にあるに、第25号様式による表達を表達を表達を表達を表達を表する。 第1項第五号に掲げる事項にあっては第25号様式式、第25号様式によるまない。 第1項第五号に掲げる事項にあっては第25号様式によるによるまない。 第1項第五号に表記を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	
卸売の記録の提出	(第34条) 卸売業者は、取扱品目に属する物品の卸売をした ときは、当該物品の品名、数量その他規則で定める 事項を記録しなければならない。 2 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保 するため必要があると認めるときは、卸売業者に対 して、前項の記録を提出させることができる。 3 前項の規定による記録の提出は、電子情報処理 組織を使用する方法によることができる。	一 卸売をした物品の品名、性別(食肉に限 る。)、産地、出荷者、等級、数量、単価(せ り売若しくは入札又は相対取引による販売価格 の単価とする。)及び買受人	・売買取引の実態を把握するため。

項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
人の健康を損 おそれのある。 の売買禁止	(第38条) 知事は、人の健康を損なうおそれのある物品が市場に搬入されることがないよう努めなければならない。 2 何人も、人の健康を損なうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。 3 知事は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。		・卸売市場における安全・安心を確保するため。
売買取引の制	(第39条) 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認められるときは、その売買(卸売業者にあつては委託の引受けを含む。)の差止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。		・卸売市場における公正な取引を確保するため。
決済の確保	(第28条) 2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。 3 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又はこれらの団体と決済に関して契約等を締結したときは、その内容を速やかに知事に届け出なければならない。当該契約等の内容を変更したときも、同様とする。		・売買取引の実態を把握するため。
	4 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払を 怠ったときは、速やかに知事に届け出なければならない。 (第29条) 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高 試算表を知事に提出しなければならない。		・卸売業者の財務の状況を 把握するため。

項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
せり人の届出	ければならない。 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、受理した日から30日以内に、届出のあったせり人に対して、せり人証を交付しなければならない。 3 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、知事が行う市場業務に係る法令等に関する講習をあらかじめせり人に受講させなければならない。 4 せり人は、せり売の業務に従事するときは、せ	る者は、次に掲げる事項を記載した別記第30号様式によるせり人届出書に、別記第2号様式によるせり人の履歴書及び写真を添えて提出しなければならない。 一 申請者の名称 二 せり人の氏名、生年月日及び住所 三 せり人がせりを行う市場及び取扱品目 (第23条) 条例第35条第4項に規定する規則で定める記章は、別記第31号様式によるものとする。 2 せり人は、せり売の業務に従事するときは、氏名を買受人に明示しなければならない。 (第24条)	・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
仲卸業者の事業告書の提出	(第37条) 仲卸業者は、規則で定めるところにより、次の各 号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在に おいて作成した事業報告書を当該日から起算して90 日を経過する日までに知事に提出しなければならない。 一 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日 二 個人である仲卸業者 毎年12月31日	(第26条) 条例第37条に規定する事業報告書は、別記第35号 様式及び当該様式に掲げる添付書類をもつて作成し なければならない。	・仲卸業者の財務の状況等 を把握するため。

項目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
売買参加者の承認	の取消しを受けたことのない者(取消しの日から起算して1年を経過した者を含む。)であること。 二 申請者が卸売の相手方として必要な資力、信用、知識及び経験を有するものであること。 三 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員)が、暴力団員又は最大限量でなくなった日本は「なるなど」と	次に掲げる事項を記載した別記第5号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。 - 氏名又は名称及び住所 二 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名 三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目 2 前項の売買参加者承認申請書には、次に掲げる	・せり売、入札による卸売、入札による卸売、入札による卸売、一定のファン・せり売、入札により円滑に、一条を有する者により円滑に、一条である。

項	目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
売買参加	者の承認		コ 業務を執行する役員が条例第12条第4項第 三号から第五号までに掲げる者に該当してい ることを誓約する書面(別記第8号様式) 3 第1項の承認について、知事は、適正かつ健全 な取引を確保するため必要に応じ、市場関係者の意 見を聴くことができる。	
開場の期市場休業	日	(第5条) 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。 2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者を行りない。 3 神事業者は、それぞれるののでははない。 3 やむを得ない理由により、ができな知事にはならない。 3 やむを得ないではならかじめ知事には対しない。 4 (第6条) 市場の大業者では、市場ののではない。 (第6条) 市場の休業者では、市場の取扱品目の記憶を聴いて、第6条) 市場の休業者では、市場のので見見をでは、 がで関連事業者では、市場ではおいのではない。 の事がで関連事業者では、 がで関連を作りただし、のから、 がで関連を持続し、 がで関連を持続にない。 2 知事は、 2 知事は、 3 には、 5 には、		・東京の卸売市場は、多数の市場や卸売業者が存在することから、全体として適切な市場機能を確保するため。
品質管理		(第41条) 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、食品 衛生法その他関係法令に即して市場の業務に係る物 品の品質管理を行わなければならない。 (第42条) 知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者 と連携し、物品の安全の確保及び衛生管理の向上を 図るための体制の整備に努めなければならない。		・卸売市場における適正な品質管理を確保するため。